

道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(1)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,089単位

(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 935単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 807単位

(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 686単位

(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 564単位

(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 524単位

(七) 就労定着者の割合が零の場合 500単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 999単位

(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 841単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 714単位

道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1から12までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費(1)

(1) 利用定員が20人以下

(新設) 804単位

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 利用定員が21人以上40人以下

(新設) 711単位

(新設)

(新設)

(四) <u>就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合</u> 627単位	(新設)	
(五) <u>就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合</u> 513単位	(新設)	
(六) <u>就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）</u> 464単位	(新設)	
(七) <u>就労定着者の割合が零の場合</u> 442単位	(新設)	
(3) 利用定員が41人以上60人以下	(3) 利用定員が41人以上60人以下	679単位
(一) <u>就労定着者の割合が100分の50以上の場合</u> 968単位	(新設)	
(二) <u>就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合</u> 817単位	(新設)	
(三) <u>就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合</u> 682単位	(新設)	
(四) <u>就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合</u> 592単位	(新設)	
(五) <u>就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合</u> 504単位	(新設)	
(六) <u>就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）</u> 443単位	(新設)	
(七) <u>就労定着者の割合が零の場合</u> 422単位	(新設)	
(4) 利用定員が61人以上80人以下	(4) 利用定員が61人以上80人以下	634単位
(一) <u>就労定着者の割合が100分の50以上の場合</u> 915単位	(新設)	
(二) <u>就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合</u> 776単位	(新設)	
(三) <u>就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合</u> 636単位	(新設)	
(四) <u>就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合</u> 540単位	(新設)	
(五) <u>就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合</u> 483単位	(新設)	

(六) <u>就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）</u>	<u>414単位</u>	(新設)	
(七) <u>就労定着者の割合が零の場合</u>	<u>394単位</u>	(新設)	
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	<u>595単位</u>
(一) <u>就労定着者の割合が100分の50以上の場合</u>	<u>883単位</u>	(新設)	
(二) <u>就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合</u>	<u>740単位</u>	(新設)	
(三) <u>就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合</u>	<u>597単位</u>	(新設)	
(四) <u>就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合</u>	<u>495単位</u>	(新設)	
(五) <u>就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合</u>	<u>466単位</u>	(新設)	
(六) <u>就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）</u>	<u>387単位</u>	(新設)	
(七) <u>就労定着者の割合が零の場合</u>	<u>369単位</u>	(新設)	
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)		ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	<u>524単位</u>
(一) <u>就労定着者の割合が100分の50以上の場合</u>	<u>710単位</u>	(新設)	
(二) <u>就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合</u>	<u>609単位</u>	(新設)	
(三) <u>就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合</u>	<u>526単位</u>	(新設)	
(四) <u>就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合</u>	<u>447単位</u>	(新設)	
(五) <u>就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合</u>	<u>367単位</u>	(新設)	
(六) <u>就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）</u>	<u>341単位</u>	(新設)	
(七) <u>就労定着者の割合が零の場合</u>	<u>325単位</u>	(新設)	

(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>467単位</u>
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>655単位</u>	(新設)	
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>553単位</u>	(新設)	
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>469単位</u>	(新設)	
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>412単位</u>	(新設)	
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>337単位</u>	(新設)	
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>304単位</u>	(新設)	
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>290単位</u>	(新設)	
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>437単位</u>
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>622単位</u>	(新設)	
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>526単位</u>	(新設)	
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>439単位</u>	(新設)	
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>381単位</u>	(新設)	
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>324単位</u>	(新設)	
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）	<u>285単位</u>	(新設)	
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>271単位</u>	(新設)	
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>426単位</u>
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>615単位</u>	(新設)	
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>521単位</u>	(新設)	

(三) <u>就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合</u> 428単位	(新設)	
(四) <u>就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合</u> 363単位	(新設)	
(五) <u>就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合</u> 324単位	(新設)	
(六) <u>就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）</u> 277単位	(新設)	
(七) <u>就労定着者の割合が零の場合</u> 265単位	(新設)	
(5) 利用定員が81人以上	(5) 利用定員が81人以上	412単位
(一) <u>就労定着者の割合が100分の50以上の場合</u> 611単位	(新設)	
(二) <u>就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合</u> 512単位	(新設)	
(三) <u>就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合</u> 414単位	(新設)	
(四) <u>就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合</u> 342単位	(新設)	
(五) <u>就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合</u> 322単位	(新設)	
(六) <u>就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）</u> 268単位	(新設)	
(七) <u>就労定着者の割合が零の場合</u> 256単位	(新設)	
注1 <u>イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）</u> 対	注1 <u>イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者に対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。</u>	

して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等のあった日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度において、当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の当該指定就労移行支援事業所等の利用定員で除して得た割合をいう。以下この1及び12において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は

2 ロについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ニ・ホ （略）

17 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、1から15の4までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から15までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から15までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ニ・ホ （略）

17 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、1から15までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費(I)

(1) 利用定員が20人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	615単位
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	603単位
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	594単位
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	586単位
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	498単位
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	410単位
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	322単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	546単位
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	536単位
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	528単位
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	521単位
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	443単位
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	364単位
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	286単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	513単位
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	503単位

(1) 利用定員が20人以下	584単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(2) 利用定員が21人以上40人以下	519単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(3) 利用定員が41人以上60人以下	487単位
(新設)	
(新設)	

(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>496単位</u>		
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>489単位</u>		
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>415単位</u>		
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>341単位</u>		
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>268単位</u>		
(4) 利用定員が61人以上80人以下	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>478単位</u>
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	(新設)	
<u>503単位</u>		
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>494単位</u>		
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>487単位</u>		
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>480単位</u>		
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>408単位</u>		
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>335単位</u>		
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>263単位</u>		
(5) 利用定員が81人以上	(5) 利用定員が81人以上	<u>462単位</u>
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	(新設)	
<u>487単位</u>		
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>477単位</u>		
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>470単位</u>		
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>464単位</u>		

(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>393単位</u>		
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>324単位</u>		
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>255単位</u>		
ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	ロ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	(1) 利用定員が20人以下	<u>532単位</u>
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	(新設)	
<u>560単位</u>		
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>549単位</u>		
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>541単位</u>		
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>534単位</u>		
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>454単位</u>		
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>373単位</u>		
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>293単位</u>		
(2) 利用定員が21人以上40人以下	(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>474単位</u>
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	(新設)	
<u>499単位</u>		
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>490単位</u>		
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>483単位</u>		
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>476単位</u>		
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	(新設)	
<u>403単位</u>		
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	(新設)	

		<u>332単位</u>		
	(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>261単位</u>	(新設)	
(3)	利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>440単位</u>
	(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>464単位</u>	(新設)	
	(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>		(新設)	
		<u>455単位</u>		
	(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>		(新設)	
		<u>448単位</u>		
	(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>		(新設)	
		<u>442単位</u>		
	(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>		(新設)	
		<u>375単位</u>		
	(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>		(新設)	
		<u>309単位</u>		
	(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>243単位</u>	(新設)	
(4)	利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>431単位</u>
	(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>454単位</u>	(新設)	
	(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>		(新設)	
		<u>445単位</u>		
	(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>		(新設)	
		<u>439単位</u>		
	(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>		(新設)	
		<u>433単位</u>		
	(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>		(新設)	
		<u>367単位</u>		
	(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>		(新設)	
		<u>302単位</u>		
	(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>238単位</u>	(新設)	
(5)	利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	<u>416単位</u>
	(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>438単位</u>	(新設)	

(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u> 430単位	(新設)
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u> 424単位	(新設)
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u> 418単位	(新設)
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u> 354単位	(新設)
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u> 292単位	(新設)
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u> 229単位	(新設)
<p>注1 <u>イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの若しくは65歳以上のもの(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。)</u>又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>2 イについては、指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(</p>	<p>注1 <u>イ及びロについては、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第185条に規定する指定就労継続支援A型又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に掲げる就労継続支援A型をいう。)</u>に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p>2 イについては、<u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所</u>(指定障害福祉サービス基準第186条第1項に規定</p>